

三次市会計年度任用職員（日々雇用）受験案内

職 種 ・ 職 の 概 要	選挙事務員 令和5年4月から令和6年4月の間に執行される選挙の事務に従事する人員を確保する目的で設置する職で、期日前投票所及び当日投票所等での選挙事務を担います。
募 集 人 数	パートタイム（日々雇用）：30人程度
申 込 受 付 期 間	令和5年2月10日（金）午前8時30分から 令和5年3月10日（金）午後5時15分まで
業 務 内 容	令和5年4月から令和6年4月の間に執行される選挙の事務 次の1～3のいずれか 1 期日前投票所の事務（受付、名簿対照、投票用紙の交付等） 2 当日投票所の事務（前日準備、受付、名簿対照、投票用紙の交付等） 3 選挙管理委員会事務局での事務補助（投票・開票準備、片付け等）
受 験 資 格	次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。 1 令和5年4月1日以降に日々雇用登録可能である人 2 選挙管理委員会事務局から勤務の依頼がある場合に、パートタイム（1日あたり7時間45分まで、かつ1週間あたり15時間30分まで）の勤務が可能である人 ※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
受 験 手 続	1 提出書類 履歴書（申込書）【指定様式】 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。 2 提出方法・期限 (1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。 (2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「日々雇用登録試験申込（選挙事務員）」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返ししません。
試 験	1 令和4年度に日々雇用登録している人 これまでの勤務実績・態度及び能力等を考慮して選考します。 ※再度の面接試験は実施しません。 2 その他の人 面接試験（個人ごとの面接による口述試験 約10分） ※面接試験は、申込受付時等に随時行います。
審 査 ・ 合 格 ～ 登 録	審 査 可否については、これまでの勤務実績・態度及び能力等を考慮し、書類選考等による総合的な審査により決定します。 ※面接試験受験者については、面接試験を考慮します。

	合格発表	令和5年3月24日(金)までに、受験者全員に合否の結果を文書で通知します。なお、電話での合否の問い合わせにはお答えできません。
	名簿登載 (職種別)	試験合格者は日々雇用登録者名簿に登録されます。日々雇用登録者名簿登録期間は、令和6年3月31日までです。 ※受験資格を満たさない場合は日々雇用資格を失います。
任用		令和5年から令和6年4月の間において選挙が執行される場合に、必要の都度、名簿登録者の中から、適応性・勤務希望時間・地理的条件・職歴・技能等を踏まえ、適当な方を選定して任用します。 任用の際は、選挙管理委員会事務局から電話等の連絡手段により、勤務を依頼します。
個人情報の 取扱い		履歴書(申込書)等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。
主な勤務条件	登録期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで ※条件付採用期間有
	勤務場所	三次市役所・各支所のほか、三次市内の公共施設
	勤務時間	1日につき7時間45分まで、かつ1週間あたり15時間30分までの間で、選挙管理委員会事務局から勤務を依頼した期間 ※公務のための臨時又は勤務の必要による時間外勤務有
	休日	なし
	休暇制度	なし
	給料・報酬	(行政職給料表1-11号給) 日額7,951円(時間単位で勤務する場合:1,026円)
	手当制度	時間外勤務報酬, 通勤手当相当費用弁償ほか
	福利厚生	災害補償
	服 務	地方公務員法第30条から第37条の規定が適用されます。
分限・懲戒	地方公務員法第28条(分限)及び第29条(懲戒)の規定が適用されます。	
申 込 ・ 問 合 せ 先		〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号 三次市選挙管理委員会事務局(市役所東館3階) TEL 0824-62-6195 FAX 0824-62-6289 受付時間:月~金曜日の8:30~17:15(祝日を除く)

※任用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。